

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会会議録

日時：令和元年9月2日（月）

午後1時30分から午後3時30分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

配布資料

〔議事資料〕

議事（1） イノシシ管理事業実施計画

- ・令和2年度管理事業実施計画書（県実施分）（案）
- ・平成30年度管理事業実績報告書（県実施分）
- ・平成31年度管理事業実施計画書（市町村実施分）
- ・平成30年度管理事業実績報告書（市町村実施分）

議事（2） 指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ）平成30年度評価報告書（基本評価シート）（案）及び令和元年度実施計画書（案）

〔参考資料〕

資料1 イノシシに関する各種データ

1 開会

（始めに、事務局が新たに委員となった10名を紹介後、佐藤自然保護課長が挨拶を行った。）

2 挨拶（佐藤自然保護課長）

（続いて事務局が配布資料の確認を行った後、平田部会長が挨拶を行った。）

3 挨拶（平田部会長）

皆さまにおいては、宮城県内でのイノシシ管理について、日頃非常に尽力されていることと思う。

イノシシ被害については、全国的には200億円あったものが160億円へと減少傾向にあるが、東北や北陸地方では今後深刻化する可能性があるほか、農業被害だけでなく生活被害も発生している。

また、1年前に発生した豚コレラも、イノシシが媒介先のイノシシにも移っていくということで中部地方を中心に拡大傾向にある。

そんな中、このイノシシ部会の部会委員が刷新されたということで、我々の知識や経験が宮城県のイノシシ管理に寄与できればと考えている。

では、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会を招集、開会する。

（事務局より定足数の報告が行われ、委員10名中9名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。）

事務局：（以降の進行について平田部会長にお願いする。）

4 協議事項

(1) 令和2年度イノシシ管理事業実施計画書(案)について

部会長：令和2年度イノシシ管理事業実施計画書(案)について審議するので、事務局から説明願う。

事務局：(資料に従い説明)

部会長：事務局から説明があったが、御質問、御意見はあるか。

では、私から2点確認させて顶きたい。

8ページにある平成30年度捕獲目標及び実績は、管理計画の努力目標の2倍を超える捕獲数を確保しているが、被害金額については前年度比20%減ということで、被害は減っているものの計画から見れば横ばい状態となっている。このことについて、何を強化すべきと考えているのかご説明願う。

もう一点、捕獲をこれだけ強化していくと、イノシシの急増に合わせて、各地域で捕獲従事者の育成も行っていると思うが、それについて不足がないかということと、今後イノシシがさらに拡大増加することを想定した場合、どのような対応を検討しているのかご説明頂きたい。

事務局：一点目の農業被害については、捕獲数が急増している一方で農業被害額は2割減に留まっている状態となっているが、管理計画には被害対策、生息地管理と個体数管理の3つを組み合わせしていくのが基本と考えている。自然保護課としては捕獲が主体となってくるが、農業部局とも研修会の共同開催等を行っており、そういう連携した取り組みで被害の低減に努めていきたい。

また、捕獲従事者への支援等については、当県では狩猟に興味があり、かつ市町村の有害鳥獣捕獲に従事する意欲のある人を対象に「新人ハンター養成講座」というものを開催している。定員は20名なのだが、年間7回の講座を開催し、狩猟に対する知識や捕獲現場の見学、また実際に捕獲した動物を解体して食肉にするところまでを実演しながら、新たな狩猟者を育てる取り組みを行っている。

また、現場の狩猟者の方々から話を聞くと、狩猟免許を取得してすぐにイノシシを捕るわけではなく、最初はキジカモ撃ちからはじめて、その次に小型の獣類、最終的にイノシシ、ニホンジカやツキノワグマといった大型獣類を捕獲するのが王道だと。いきなりイノシシを捕れるわけではないという話を聞いている。

なので、狩猟免許は取得したものの中々まだ現場に踏み込めないというか、そういったペーパードライバーの狩猟者みたいな方を対象にする講座を開けないかどうか検討しているところ。

部会長：他に御意見等はあるか。

山本委員：ここ数年、捕獲数が増加しているということだが、5kmメッシュ単位でデータを管理していく中で、県全体の捕獲数が増えたことによってメッシュ毎の捕獲数あるいはCPU Eがきちっと減少しているかということを検証しているかどうかお伺いしたい。

事務局：イノシシの捕獲数については、資料1のp8からp12でお示しさせて頂いたとおり、年度毎、事業毎に5kmメッシュ単位で集計している。ただ、メッシュ毎の年変動、例えばあるメッシュの捕獲数が昨年度に比べて増えたのか減ったのか、そういった検証は行っていない。

また、CPU Eについては、指定管理鳥獣捕獲等事業は議事(2)で改めて説明させて頂くが、有害鳥獣捕獲についてはデータを収集しおらず、狩猟については集計はしているものの、狩猟者の善意というか狩猟者登録証と一緒に返送されない場合もあるので、この正確性については担保できないところがあると考えている。

山本委員：今、かなりの頭数を捕獲している状況で、どこの県でもそうなのだが捕獲頭数が増加しても実際の生息数は減らないという問題が必ず上がってくると思う。今後は是非、まずメッシュ毎に今の捕獲頭数で十分な捕獲が出来ていて、生息数が減っているのかという検証は行って頂きたい。

また、お話のとおりCPU Eについてはお願いしても中々出てこなくて返送率が3割くらいということはよくあるのだが、ある県でもお願いしているのが有害鳥獣捕獲については実施隊が携わることだし、捕獲報奨金も出ているので、少なくとも出猟カレンダーをきちっとつけたものに対してのみ支払うという形にして、くくりわな、箱わなや銃器のCPU Eの各データを収集して頂き、捕獲数よりもCPU EもしくはSPUEがきちんと下がっているかどうかというのを見て頂きたいと思う。

ただ、イノシシの場合はそうは言ってもニホンジカのように簡単には減少しないし、1年ちょっと手をこまねいていると急増してしまうので、どちらかというに加害獣の状況を市町村の方に伺う事が重要。どういう所で捕獲しているのか、被害があったところできちっと捕獲できる体制が各市町村でできているかどうか、ちょっと中身が細かくなって中々県では把握しにくい部分かもしれないが、イノシシの場合はかなりの頭数を捕獲しないと、密度を減らすというのは相当大変になってくるので、できれば今捕獲している1万頭をより効率の良い、被害を減らすための捕獲に仕向けるように、そういった中身のことをデータとして検証して頂ければと思う。

それからもう一点、低密度エリアでの捕獲が困難といったことがどこかに記載してあったと思うが、低密度エリアではどのような捕獲をしているか。銃器が中心か。

事務局：資料1の8ページから12ページをご覧頂きたい。まず8ページの有害鳥獣捕獲だが、県北内陸部で数十頭捕獲されている。こちらはイノシシの有害捕獲として、イノシシを捕獲している。ただ、沿岸北部の気仙沼市で3頭、中部の石巻市で1頭捕獲されているが、ここはイノシシの被害があったというわけではなく、ニホンジカのくくりわなもしくは箱わなにイノシシが錯誤捕獲されたので、イノシシの有害鳥獣捕獲許可を改めて申請して捕獲した形となる。

また、10ページは指定管理鳥獣捕獲等事業の結果となっている。捕獲の主体は県南の市町で、県北は合わせて数十頭程度だが、県北でのメインは箱わなもしくはくくりわなでの捕獲となっている。ただ、CPU Eで見るとあまり良くはない。議事(2)で改めて説明するが、箱わなはCPU Eが高くなったが、基本的には県南に比べると1頭を捕獲するために必要とする努力量は非常に大きくなっている。

また、有害鳥獣捕獲でCPU Eというか出猟日数等を把握しているかどうかという点についてだが、当県ではイノシシの有害鳥獣捕獲許可権限を条例で各市町村に移譲しており、市町村の方で申請を受け付けて許可を出すという形になっている。恐縮だが、市町村で出猟カレンダーのようなものを収集しているかどうか一言コメント頂ければありがたい。

寺牛委員：仙台市では、カレンダーを行政から実施隊に出しているということはない。

後藤委員：加美町も同様に、そういうことは行っていない。

部会長：おそらく、捕獲従事者の方々の負担が増えてしまうと捕獲が進まなくなってしまう。今は、お願いして無理を言って捕獲して頂いている状況であると思うので、全員から集めるということでもなくていいので、もし協力して頂ける方がいればデータを取っておく。例えば体重であったり体長であったり歯の出方であったり。

やはり先ほど山本委員が言われていたように、イノシシは捕獲の効果が非常にに出にくい。なので、全体的にデータを収集するのは難しいとしても、成獣と幼獣の比率であるとか、そういうものをちょっと意識して取り組んで頂ければと思う。

あと、恐縮だが大宮委員から捕獲の従事に関して困っている事や、山の中で何か状況が変わっているなど、気づいたことがあればご教示頂きたい。

大宮委員：捕獲の状況などでよろしいか。

部会長：はい。その他、イノシシが沢山捕獲されるようになってきて少しずつ課題が出てきている等。

大宮委員：現在、有害鳥獣捕獲を実施中だが、電気柵がかなり普及している。今までは、田んぼにしても畑にしても山の裾野の被害が多かったが、今はその周辺は電気柵が張られているため、もっと真ん中の方までイノシシが入ってくる。なので、今現在は特定の場所が被害に遭うという形ではない。

私の自宅は山と町の間ぐらいの位置にあるが、3年ほど前から段々と侵入してくるようになり、現在は家の前まで電気柵を張っている。

なので、イノシシの出没する範囲が広がって、捕獲する効率が非常に落ちている。今までだと、山裾から道路を越えてくる場所などに獣道があって、わな設置箇所は一定程度決まっていたのだが、今は中の方まで入ってくる。

昨日の川崎町の話だが、2.5haくらいあるデントコーン畑に3頭くらい入っていたが、イノシシが畑の中にいることに気づかずに電気柵を回してしまった。様子を見てみるとツキノワグマまでいるような感じだったので、猟犬を使って追い出そうとしたけど無理だった。余りにも臭いがありすぎて、猟犬の方が参ってしまった。

そういった事例もあり、ではどうやって追い出すかという話になってくるのだが、今は出沒範囲が余りにも広がったというのは非常に実感しており、捕獲効率は低下している。そういった中で、何か他に良い方法がないか模索していかないとまずいのかなという思いは持っている。

寺牛委員：仙台市からも補足意見等が幾つかあるが、まず先ほどの部会長からの質問に対して補足説明を申し上げたい。

出猟カレンダーという話があったが、仙台市では捕獲調書という形で、捕獲したイノシシのデータを実施隊員の方から頂いている。当然、成獣・幼獣の別、体長、体重、捕獲方法など、止め刺しの方法も含めて、箱わなかくくりわなかそれ以外の方法かという所も含めて集計をしており、年度毎の傾向についてもつぶさに確認をしているところ。

本市では昨年度までも箱わなにかかりにくくなっているという意見を多く頂いていたが、特に今年度は仙台市南部地区の太白区管内において非常に箱わなにかかりにくくなっている。熟練の方からも、箱わなにもくりわなにもかかりにくくなっているという話を聞いている。

泉地区や宮城地区においては成果が上がっている一方で、南部地区では学習した個体が増えているのではないかとと思われる。

市全体としては4月から6月までの捕獲実績は昨年度の2倍以上となっているが、捕獲効率は南部地区がかなり低下しており、おそらく県南部でも同じような状況にあるのかなというところは推測しているところ。

部会長：他に御意見等はないか。

山本委員：箱わなの捕獲効率が落ちているという話があったが、先ほど、密度が低いところでは中々捕獲できないのではとお聞きしたのも、まだ密度が低いところでは捕獲が難しいということもあるし、お話しになっていたように最初に箱わなを入れて、スレ個体が出来ると捕獲効率が段々下がるということがあるかと思う。

今後だが、多分この辺りは部会長が詳しいと思うが、やはりスレ個体を作らないような箱わなやくくりわなによる捕獲の技術の研修会等を是非やって頂きたい。

新潟県でも生息密度が非常に低いエリアと何百頭と捕獲しているエリアと両極端に分かれている。1頭幾らという報奨金を出すと、イノシシの多いエリアでは皆さんちゃんと捕獲できるのだが、少ないエリアだと1日かけても捕獲できなかつたりする。そうすると皆さんただ働きになってしまうし、自治体の方もタダでやっていただくのは非常に心苦しいので、新潟県では低密度エリアに入る場合は、捕獲者の方が損をしないようにと言うか、新潟県は雪があるので巻き狩りが中心になるのだが、報酬は日当制にしている。とりあえず行って、いるかないかを確認したり、出猟した人には時給1,000円を支払うなど。

そうすれば、生息密度が低いエリアに猟友会の方が1日出猟してもマイナスにはならないし、行って頂いてどのくらいの生息密度があるのかということも把握できるし、銃猟もきちんとやって頂けるといふことあるので、生息密度が少ないエリアではそれに対応した、1頭当たり幾らという形ではない方法というのでも検討頂きたい。

また、新潟県でも低密度エリアだと箱わなは初期は非常に捕獲できたが、4年ぐらいであつという間に箱わなのCPUが低下した。というのも、最初は猟友会も我慢できず、15cmくらいの高さの所にワイヤーを仕掛けてウリ坊が3頭捕獲できたという状況で、親が全部それを目撃して学習してしまった。そういった親はいつまでたつても捕獲できず子供を産み続けるというかなり悲惨な状態になってしまったので、新潟県ではもうすぐに箱わなをやめてしまつて、今はくくりわなと銃猟を中心に実施している。

先ほど、事務局からも狩猟者が段々レベルアップしていくのに最初はやはり鳥撃ちであるとか、そういう所からスタートだというお話について。銃猟に関しては、私も銃を持って7年なので、いきなり撃てと言われても経験7年程度の狩猟者が撃てないというのはよく分かるのだが、銃猟は確かに上手になるまで、撃って当たるようになるまで非常に時間がかかるのだが、くくりわなに関しては、良い猟具を使用して、ちゃんとした指導者に習うと、結構短期間でイノシシときちんと捕獲できるようなトレーニングが出来るということが分かってきた。

今年も新潟県ではくくりわなの捕獲指導者研修を4日間缶詰にして10人に対して行っており、その人達の技量向上を図っている。なぜ重点的に10人だけを経費をかけて研修したかということ、低密度地域なので獣道がはっきり見えず、上手な人でないとなかなか捕獲できない。また、臭いでわながあるのを見抜いてしまったイノシシだと掘られてしまつて全然捕獲できないということがあるので、九州の捕獲コーディネーターの方を招いて、そういう低密度地域でもきちつと捕獲する技術というのを作り上げるということを行っていた。もし宮城県でもスレ個体が出来てきて捕獲効率が上がらないということであれば、是非そういった研修会等も県の方でご検討頂ければと思う。

寺牛委員：ただいま頂いた御意見、御質問も含めて仙台市の状況を説明申し上げます。

まず、仙台市では平成30年度から猟友会の方を鳥獣被害対策実施隊ということで仙台市の特別職の非常勤職員に任命をして捕獲活動にあたって頂いている。その制度設計の際に、従来からの捕獲報奨金だけにするのか、あるいは一部日当等、福島県内の各市町村の状況も参考にしつつ色々検討した結果、仙台市においては日当プラス捕獲報奨金ということで、現場への出猟に加えて出来高ということで制度設計をして報酬をお支払いしているところ。

また、くくりわなの活用についてだが、やはり地域住民の方からも猟友会の方からも使いたいという話があり、地区によっては積極的に取り入れてくくりわなを活用した捕獲にも力を入れてきている。

本市においても実施隊や地域住民からの強い要望によりくくり罠を使用しているが、イノシシ以外を錯誤捕獲してしまう可能性もあり、そうした事態を未然に防げるようなわなの活用方法など、新たな課題が発生している。

山本委員：錯誤捕獲については、新潟県でも1,500～2,000頭近いツキノワグマが生息しており、やはり同じエリアにイノシシも住んでいるので、錯誤捕獲については非常に懸念していることの一つ。

他の県でもツキノワグマの錯誤捕獲が多いところがあり、設置した方などに色々伺ったところ、くくりわなと一口に言っても非常に錯誤捕獲しやすいわなと、比較的しにくいわな、或いは錯誤捕獲した時でも比較的ツキノワグマの手等を損傷せずに放獣できるわなというのがあるということが分かってきて、新潟県でもどのタイプのわなが錯誤捕獲しやすいのか、或いはしにくいのかというところを検証中。

今データを取っているところなので、来年度共有させて頂きたいと思うが、猟具をよく選ぶことによって錯誤捕獲を起こす危険率というのは下げられるのかなと思っている。

部会長：ツキノワグマに関しては、宮城県では12cmというくくりわな直径の緩和はしているのか、その当たりの状況をご説明願う。

事務局：宮城県では、第12次鳥獣保護管理事業計画において、有害鳥獣捕獲を実施する場合においても、くくりわなは狩猟と同様に長径12cm未満でワイヤーが4mm以上、その他より戻しと締め付け防止金具が装着されているものに限定している。

部会長：錯誤捕獲が発生した場合の放獣体制等については、何か取り決め等はあるか。

事務局：具体的に何か詳細なフローがあるというわけではなく、基本的にはイノシシに限らず、捕獲許可を出した鳥獣以外の種類の鳥獣が捕獲された場合は、原則として放獣という形にしている。

私も直接現場で確認したわけではないが、聞く話では、例えばカモシカが錯誤捕獲された場合などは風呂敷や雑巾等を頭にかぶせて押さえ込んだ後にワイヤーを外して放獣するということが出来るとはいいが、やはりどうしてもツキノワグマがかくりわなにかかった場合などは、安全面から捕殺せざるを得ない場合がある

また、ツキノワグマが生息している地域では、イノシシ用の箱わなには脱出口が設けられている場合が多いが、そこから脱出していかない個体や鉄格子を引っ掻いたり噛んだりして爪や歯が傷ついてしまい、野生復帰が難しいような状態の個体については捕殺するといった対応を取っていると聞いている。

部会長：まだ御意見、御質問があろうかと思うが、議事進行の関係もあるので、最後にまとめて御意見、御質問を受けることとする。

つづいて議事（2）指定管理鳥獣捕獲等事業の平成30年度評価報告書（案）及び令和元年度実施計画書（案）について審議するので、事務局から説明願う。

（2）指定管理鳥獣捕獲等事業の平成30年度評価報告書（案）及び令和元年度実施計画書（案）について

事務局：（資料に従い説明）

部会長：事務局の説明に対して何か御質問、御意見はあるか。先ほどの議事（1）についても追加で御質問や御指摘があれば受け付ける。

これは全国的な問題なのだが、成獣幼獣比はどうしても成獣の比率が非常に高くなる。縞模様の有無だけで判別すると、幼獣や亜成獣でも成獣にカウントされてしまうが、宮城県ではどのような基準で分類しているのか。

その他もう2点。

本事業の実施期間だが、西日本や九州だと1月や2月というのは捕獲が減少してくる時期に当たる。お

そらく内示や交付など、色々な手続きの関係でどうしてもずれ込むと思うのだが、この期間が適切であるか、また十分な効果を上げられるかについて御意見を伺いたい。

3点目として、巻き狩りを実施することになっているが、巻き狩りは山の高いところから低いところへと落とすことが多いので、どうしても集落の方に捕り残しがあれば、集落に近づけてしまったり分散してしまう可能性がある。また、認定鳥獣捕獲等事業者でも、例えば県外や地域外の実業者が入ることを考えた場合に、安全対策も十分講じる必要があると思うが、分散を防ぐ方法や安全対策について、地域の捕獲従事者の方との連携などをどのようにされるのか教えて頂きたい。

事務局：1点目の成獣幼獣比については、この事業の捕獲個体一覧表に成獣か幼獣かを記載する欄があるのだが、基本的には目視での判断となっている。

体重も記載する欄があり、解体場を備えている県内の幾つかの市町では吊して正確な重量を測定しているが、多くは目方での記載となっており、そういった外見上の大きさ等から、目視で成獣か幼獣かを判断しているのが実情。

巻き狩りの件については、例えば県外事業者が入ってきた場合とのことだが、当県においては平成27年度から平成30年度までの過去4年間は一般社団法人宮城県猟友会と一者随意契約で本事業を実施している。今年度の契約手続きはこれからだが、当県の指名委員会において見積もり相手先は今後検討させて頂き、地元の猟友会支部等、各地域で活動している方々が沢山いるので、そういった所と調整を行いながら事業を実施していきたい。

事業実施期間については、議事(2)の5ページ目をご覧頂きたい。こちらに平成30年度の事業実施概要を記載しており、昨年度の実施期間が11月1日から12月22日までとなっている。平成30年度に、平成29年度と比較して区域や事業規模を大幅に拡大するにあたり、どういった方法で実施するかを検討した。他県の事例も参考にしつつ、いわゆる有害鳥獣捕獲は農林水産省の交付金を活用しており、一方、本事業は環境省事業であることから、期間で住み分けを図ることとし、10月までの農繁期は有害鳥獣捕獲、11月から2月までの農閑期は本事業としたもの。ただ、平成30年度の捕獲計画数は11月から2月までの4ヶ月間で1,500頭としていたが、実際の捕獲数は11月の1ヶ月だけで1,000頭を超えるという想定以上の実績となり、昨年度は前倒しで12月22日で事業完了となってしまった。

それらのことを踏まえて今年度の捕獲期間を設定する際に、今年度の捕獲計画数が960頭であることから、それに適した期間ということで1月及び2月の2ヶ月間という期間で設定させて頂いた。

部会長：事業なので、当然予算の裏付けがなければ実施できないというのは理解は出来るが、そのことで捕獲の手を緩めるというのは非常に管理上問題があるのかなと思われるので、ぜひ国にも要望をして、予算の確保をしながら目標を上げて頂きたい。

兼子委員：本事業というよりはもう少し長い目を見た話になるが、資料1の15ページで個体数推定を実施している。この中で、現在の捕獲率のままだった場合には2023年度に今の生息数の2倍ぐらいになると推定されているが、この時にどの位の農業被害額になるというような推計はなされているか。

事務局：農業被害額がどう増えていくか、どう変わっていくかというようなシミュレーションはしていない。

兼子委員：今の施策を続けていっても状況が好転しないというのは、もう色々なデータから明らかなことだと考えられるが、ある程度しっかりと捕獲をしていかなければならないという点は、皆さんの合意を得られていると思う。

事業を正当化していく上では、今の農業被害額が8,000万円くらいあって、5,000万円くらいかけて捕獲をしている。その差額が3,000万円くらいだが、そういう捕獲を実施することの意義がし

っかり見えるような試算なり評価軸を入れておかないと、何をやっているのか分からなくなってしまう危険があるかなと感じているので、そのあたりのところで他の委員の方々にも意見等を伺ってみたい。

事務局：当県では、現在の推定生息数については、環境省の推定方法に準じて過去のデータからベイズ推定を行い、捕獲数に応じてその生息数がどう変化していくかという点については、自然増加率等から将来推計を行っている。

そこから更に農業被害がどう変わっていくかということについては中々予測しづらいというか、そういった事例があるのかどうか、計算方法があるのかどうかも含めて検討させて頂ければと思うが、正直、それなりの精度で推定するのは難しいのではないかと思う。

部会長：研究者の立場から意見を言わせて頂ければ、こういうデータを取った方が良いとか、これを調べた方が良いというのは、言い出すときりがないかなと思う。ベイズ推定については兵庫県立大にいた坂田先生などが実施されて、全国に導入が進んだという背景がある。その兵庫県では、農業被害については農会アンケートというものを実施しており、被害額であったり農家の方々の被害意識などを聞き取り、そういうものから捕獲目標頭数や農業被害額の目標設定を行っている。

こういったものをすぐ取り入れるといっても、アンケートの回収率が低いなど定着に時間がかかるのですぐには出来ないかとは思っているのだが、あくまで特定計画では農業被害額が目標として設定されているので、ぜひ県で実施された柵の設置距離など、そういうデータも参考資料として付けながら効果を検証して頂き、より効率的な特定計画に結びつけて頂きたい。

山本委員：こういったシミュレーションは難しいというのは私も感じている。実際に新潟県で行ったことがあるが、全然うまくいかなかったので、部会長がお話しになったとおりでと思う。

今後についてだが、被害が減るとというのが最終的な目標なので、捕獲頭数ベースの目標にするのは、イノシシの場合は特に厳しいかなと思っている。

ぜひ農政部局と自然環境部局の方で連携を取って行って頂きたいのが、ローカルな話で一個一個見ていかななくてはならないのだが、柵を設置していないから被害が出ているのか、柵があっても被害が発生しているのか、少なくともまずその点をきちんと見極めて頂きたい。

柵があっても被害があるのであれば、当然柵の管理が出来ているのかいないのかという点を見ていく。柵があっても管理が出来ていないのであれば、きちんと管理するような対策をすれば良いし、柵があっても管理もしているのに被害が出ているのであれば、おそらく生息密度が高すぎて柵が突破されているような状況だと思うので、そのエリアではきちっと加害個体を捕獲する体制があるのかないのか、こういうことはその事例一つ一つの地域に応じてデータを見ていかなければならないので、今発生している被害がどういう原因で起きているのかということも、もう少し市町村の方にデータを取って頂いて、細やかに見ていく必要があるのかなと思っている。

部会長：市町村や県の方々には非常に膨大な作業が待っているかと思うが、会計検査等でも指摘されていることでもあるので、既に収集しているデータ等を活用して、モデル的に集落一つでも良いのでデータの傾向を見ていくようなやり方などで、毎年繰り返すと大変なので、3年や5年おきにでもいいので、被害の数値上の増減だけではなく、その内実というのを調べて、計画に盛り込んで頂ければ。

まだまだ皆さんの御意見や御質問も頂きたいが、既にここまで丁寧に計画を立てているので、これを全部変える必要はないと思う。参考資料やレポートとして、県や市町村や猟友会が協力されて今までやってきたことが分かるような資料を少し付けて頂いて、人材育成に関しても初心者の方を対象としている研修があり、また狩猟免許を取った後の方に対する研修を検討しているということで、二段階の人材育成など非常に丁寧なことを考えているので、是非やってきたこと、やっていること、今後やろうと検討している

ことを、計画外でも結構なので少しまとめて出して頂ければと思う。

他には何かあるか。

寺牛委員：議事（１）に戻る形で大変恐縮だが、５ページの４番、資源活用及び残渣の適正処理について。

昨年度も同様に申し上げたところだが、捕獲頭数が右肩上がりに増えている状況で、捕獲した後の個体処理の問題がかなり深刻化している。これはどこの市町村でも同じで、実際に当方も地域の農業者の方や猟友会の方々から多くの御意見やご要望を受けているところ。

捕まえた後の埋設という文言もあるが、埋設場所も昨今は不足しており、捕獲する場所、捕獲する方法の拡充ということで多くの要望が寄せられており、それに対処している現状となっている。

ちょうど、つい先日令和２年度農林水産省予算で１２２億円という概算要求が出ており、その中では国の方でもジビエとしての活用ということが出てくるが、これも皆さま御承知のとおり宮城県を始め被災３県においてはイノシシの肉が出荷制限の対象となっており、ジビエとしての活用ができない状況となっている。

４７都道府県中、宮城、岩手、福島の３県においては、そういった国のジビエ利活用推進というこの事業の恩恵を受けられない現状がある中で、この捕獲後の処理は、これは環境省事業でも捕獲した個体を山中に埋設することについては、生態系への影響、周辺環境の汚染、或いは解体する猟友会の方のマダニ等の健康被害が懸念されている中で、安全対策という観点からも捕獲した個体の処理というのが極めて重要なウエイトを占めていると認識している。

従って、農林水産省の予算としては令和３年度以降の話になってくるかもしれないが、ジビエ活用がかなわない宮城県においてはまた別の一步進んだ方式の捕獲処理が必要と考える。地域環境の保全や従事者の安全確保という観点からも、是非何らかの取り組みを新たにお問い合わせしたいということは、市町村の最前線にいる者の意見として申し上げておきたい。

部会長：私の方から回答する話ではないが、前職の長崎県職員の時とは年間４万頭という規模で県内のイノシシを捕獲しており、同じような問題が発生していた。

今後というか今年度中に、国立環境研究所と農研機構と森林総研合同で、捕獲個体の処分のガイドブックを出そうとしている。どういう手法がどういう法令に基づいて、イニシャルコストとランニングコストが幾らくらいかというのが一覧になったような簡易なガイドブックを出そうと思っているので、そういうものを参考にして頂いて、地域の現状を踏まえて負担の少ない方法を検討して頂けるように、国の方でも研究を進めている。

捕獲者の負担ということで、大宮委員の方から何か御指摘や御意見があれば伺いたい。

大宮委員：捕獲する際の問題というと、一つは年齢的な問題がある。また、他に仕事を持っているので、捕獲に完全に従事できない。そういったことから、何らかの形で人を増やすということで、地元の町でもそういった運動は町を挙げて行っている。

ただ、先ほども話に出てきたが、新人の狩猟者というのは、気持ちは分かるのだが中々難しい。わなで捕るといのはやはり結構コツが必要となるし、教えてもすぐに分かるものではない。なので２～３年は捕獲に同行して学んでもらうという形しかないのだが、その当たりがネックになっている。

今、一番捕獲している人は、まずは時間が確保できる人。６０歳以上の、仕事を退職してそれなりの時間が空く人が一番捕獲数が多くなっている。なので若い人をどんどん増やすといっても、その人達は中々時間が確保できない。例えばわなは毎日見回りをしなくてはいけないので、グループを作って見回ることも進めている。

また、ハンターの中には中々コツを教えない人もいる。捕獲するコツを知っている人は上手なので捕獲数が多いが、他の人にそのコツを教えたがらない部分がある。教えてくれる人もいるが、そういった部分

が課題となっている。

あとは場所。山奥に入ると足跡や獣道は結構ある。先ほど錯誤捕獲の話も出たが、歩く場所というのはある程度はイノシシもカモシカもツキノワグマも一緒。そこにわなを仕掛けると捕獲できる確率が高いが、そこに行くまでにも時間がかかる。

その他、わなの設置基数が30丁までという制限がある。地元の町でもそういう制限をしているが、有害鳥獣捕獲では制限なく設置することも出来る。ただ、数人は設置する能力があるが、他の人達はどうかとなると中々難しい。

また、山が荒れてきており、林道が段々入れなくなってきた。山の整備などで入れるようになれば巻き狩りも含めた色々な方法を実施できるが、車で入れないと歩くしかないのも、時間的な問題等も出てくる。

場所、それから人、そういった問題はずっと続いていくのかなと思っているのだが、まずは人の頭数を増やしていかなければまずいと思っている。

山の整備もお願いしたいところだが、中々難しい。一番の問題がそこ。

部会長：捕獲従事者の確保や育成というのは、どの地域でも非常に苦労されている。

宮城県でも取り組まれているかもしれないが、狩猟免許取得後に更新をされない方が結構いらっしゃる状況かと思し、大宮委員もお話しになっていたが育成には時間がかかる。また、免許を取ったけれども自分に適性があるかないかというのは、実際にやってみて初めて分かるということもあるので、被害を受けている方が自ら捕獲するという考え方で、有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業という、狩猟免許を持った方をリーダーにして、免許を持っていない地域の方が見回りや餌やりを手伝いながら捕獲技術を学ぶという制度もあるので、そういったものも活用して人材の育成確保をして頂きたいと思う。

また、アクセス道の有無については、確認しやすいところや作業しやすいところで捕獲をするというのはニホンジカの管理においては非常に問題視されているところかもしれないが、イノシシにおいては割と耕作放棄地の周辺での捕獲になって、先ほど山本委員もお話しになっていた加害個体をしっかり捕獲するというに実はつながっている側面もある。道があれば作業がしやすくなるということについては、環境整備の事業等を使いながら、道がなくても歩きやすい環境、例えば下草があまりないとか藪が減っているという環境を総合的に進めて頂ければと思う。

他に、これだけは今日言っておきたいということがあれば。

山本委員：あと一つだけ。

議事（1）の8ページの1被害防除対策で、普及指導員8名に研修を行ったという話があった。自分は先日、仙南地域のイノシシ対策の協議会に出席させて頂いたが、宮城県では市町村の担当職員を対象とした研修というのは行われているか。

事務局：農林水産省の鳥獣対策の交付金を活用して市町村に支援をさせて頂いている。その中で、毎年度県として鳥獣関係の研修会を開催している。要望に応じて、年によって被害防除であったり捕獲技術研修であったり、内容は多少変わったりはするが、そういった行政担当者向けの研修会は毎年開催している。

山本委員：そういったことは是非やって頂きたい。市町村担当者も3年で異動してしまって、農林水産省の特措法の場合は市町村にお金が入るので、彼らがしっかり理解できていないと前年やってきたことのまた焼き直しで全然対策の効果が上がってこないということがある。

電気柵については、この8名の方はプロフェッショナルになられていると思うが、市町村の担当者がきちんと電気柵を点検できるということも非常に重要なことかと思うので、新潟県でも実際に柵を張ってもらったり、設置指導大会などもやらせているが、地元の方を連れてきて9基くらい一斉に張ってもらって、

ちゃんと張れているかどうかを私たちがテストするぐらいまで行っている。市町村の方がきちんと張れば、電気柵のその後の維持管理についても市町村の中である程度見えてくるものもあるので、是非継続して頂きたいと思う。

金岡委員：農業振興課では、県内9箇所に農業改良普及センターがあり、そこに鳥獣担当者を配置している。委員の方々がお話しになったとおりで、色々な農水省の補助事業や県でも復興交付金を使った独自の事業もあるが、交付対象というか事業主体は市町村になるので、市町村の担当者をサポートする意味でも農業改良普及センターの普及指導員が色々ご支援をさせて頂いている。

また、各地域に入ってきたきめ細かな仕事をするというのは普及指導員の業務。やはり地域の皆さんにとって農業被害が出てくれば金額以上にダメージを受けるという部分が多いので、そういったケアも含めてになるが、対策を行う上で地域をまとめる、地域によって色々な考えの方がいるので、地域で一枚岩になっていくというのが大きなスタートラインであり、そういったご支援等々も今後行っていきたい。

電気柵についても、大宮委員から柵設置による弊害等の話も出てきたので、色々な関係機関の皆さんと情報共有しながら、総合的に考えてどういった対策が良いのかということ、引き続き皆さんと協議していきたくて考えている。

部会長：他に意見はあるか。

原案了承の前に、今まで出た話を私なりにまとめてみたが、やはり特定計画の肝は科学的・順応的な管理ということで、順応的管理については前年度の実績と次年度の計画というのを常に出されていて、非常に順応的管理に努めていると私個人としては感じる。

科学的管理に関しては、言い出せばこのデータを取ってくださいといった項目が非常に多くなってしまっても、既に収集しているデータを有効に使いながら効果検証を行って頂きたい。

それを盛り込むことまでは私個人としては求めないが、参考資料としていつも誰かが見られるように、これまで行ってきた対策を調べて頂き、CPUに示しても指定管理鳥獣捕獲等事業のデータだけでも良いので出して頂いて、どの地域でどのように変わってきているかというのを中期的にモニタリングして頂ければ。

どうしても長期的に計画を立てていくと、目標値の意義が薄れてしまう。特に捕獲数だけがこのように前年度比を超えるかどうかだけを見たり、被害額を3カ年平均より下回るというようにすると、数値がどこかで高止まりしてしまう可能性がある。これについてはすぐ変える状況にはないが、更に細かい分析を行いながら、適正な管理に努めて頂きたい。

市の委員からも沢山ご発言頂き、県や市、猟友会の方々も非常に連携されていると感じる。

是非、実施されてきたことを整理して頂くと共に、おそらく今日出席されている市町の委員の方々には非常に熱心に取り組まれている地域の方かと思う。県内にも温度差があるかと思うので、こういった委員会の情報や皆さんの計画を他の市町村にも広げて頂き、広域的に取り組んで頂きたい。

その担い手をどのように確保するかということで、更にきめ細やかな人材育成について、山本委員もご発言なさっていたが誰にどのような技術を身につけてもらうのかという所を考えて、研修会等を行って頂きたい。

では、質疑はこの辺りで終了させて頂き、審議案件2件については原案のとおり了承するという事でよろしいか。

それでは、審議事項2件については原案のとおり了承するという事で、以降の進行を事務局にお返しする。

事務局：平田部会長ありがとうございました。

3その他について、委員の皆様から何かありますか。

以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会を終了いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。